

「西宮市青少年補導委員」の選出にあたって

1. 青少年補導委員とは

子供たちは、次代を担うかけがえのない存在です。

しかしながら、子供たちの中にはいろいろな要因や生活背景のもとに、歩むべき道を見失い、不幸な人生を歩んでいる者がいるのも事実です。そんな状況を見過ごすことはできません。

私たち大人の一人一人は、それぞれの立場から子供たちをより良い方向に善導していくかなければなりません。そのためには、教育・民生・労働・司法の関係諸機関及び諸団体と緊密な連携をとりながら、地域社会の一員として「愛の一声」をかけ、子供たちを見守り、育んでいくことが大切だと考えます。

西宮市におきましては、青少年の健全育成・非行化防止活動の拠点として、青少年育成センターを設置し、総合的・計画的に施策を推進しています。その中核的な存在として、青少年補導委員制度を設けています。

青少年補導委員は、教育委員会の委嘱する民間のボランティアであり、決して、不良・非行少年を摘発するものではありません。子供たちに寄り添いながら、地域の一員として、学校等とも連携しながら子供たちの健全育成にあたっていただくものです。

2. 補導委員にはこんな人を

(1)子供たちに対する深い愛情と理解を持ち、健全育成と非行化防止の活動に対する熱意がある人

(2)月に3回程度の街頭巡回補導活動等に従事できる人

(3)原則として1年間従事できる人

令和3年6月1日に交代された方の任期は令和4年5月31日までになります。

※前任の補導委員さんの任期（令和2年6月1日～令和4年5月31日）の残りの期間となります。

3. 補導委員としてこんな活動を

(1)月3回程度、1回につき1時間半程度、地区毎に分けられた班編成による街頭巡回補導に従事します。

(災害補償の問題があるので、代理による街頭巡回補導は認められません。)

(2)特別な催し物、祭礼、地域行事など街頭巡回補導に従事します。

(3)次の会に参加します。

①研修会（年間3回程度） ②反省会（5月） ③地区青少年愛護協議会 等

(4)その他、青少年育成課からの依頼による各種調査活動等

4. 待遇および条件について

○補導活動中の事故・怪我については、青少年育成課で手続きします「ボランティア保険」が適用されます。

補導活動は原則徒歩であり、また研修等での移動も公共の交通機関が望ましいですが、万一自家用車を使用し、事故が生じた場合は以下のような補償となります。

① 運転者（補導委員）の怪我については補償されます。しかしながら、車両または相手方の人身・車両についての賠償は個人の保険の適用となります。自転車の使用でも車両または相手方の人身・車両についての賠償は補償されない場合があります。

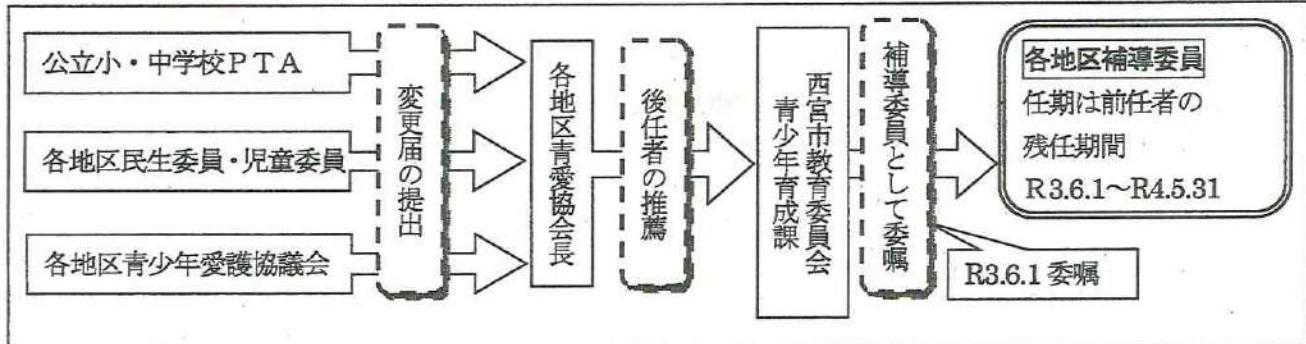
② 目的地へのコースが外れた場合（買い物、寄り道等で）、適用されません。

○青少年補導委員には街頭巡回補導活動1回につき、1,000円の活動費が支払われます（1ヵ月の上限3,000円となります）。ただし、電話等の通信費や補導活動における移動費用は、この中に含まれます。

※代表者会、研修会などの街頭巡回補導以外の活動費は、街頭巡回補導とは別に1,000円×回数が支払われます。

5. 西宮市青少年補導委員の委嘱までの流れ

○青少年補導委員の委嘱まで（令和3年度にやむを得ない理由により、補導委員が変更になる場合）



※変更報告の依頼の文書については、各団体長様宛てに令和3年4月に送付いたします。

○補導委員の委嘱について（西宮市立青少年育成センター条例施行規則＜令和2年4月1より施行＞より抜粋）

（補導委員）

第2条 補導を中心とした非行化防止活動を推進するため西宮市青少年補導委員（以下「補導委員」という。）を置く。

2 補導委員は、前項の目的を達成するため次に掲げる職務を行う。

- (1) 青少年の問題行為の早期発見及び補導に関すること。
- (2) 情報及び資料の収集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の非行化防止に必要な業務に関すること。

（補導委員の委嘱）

第3条 補導委員は、次の各号に掲げるところにより、西宮市教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小学校、中学校及び義務教育学校PTA会員 小学校及び義務教育学校の通学区域ごとにそれぞれ1名
 - (2) 民生委員・児童委員 小学校及び義務教育学校の通学区域ごとに1名
 - (3) 地区青少年愛護協議会委員（前2号に該当する者を除く。） 小学校及び義務教育学校の通学区域ごとに1名
 - (4) その他西宮市教育委員会が適当と認めた者
- 2 前項各号に掲げる者のうち、同項第1号から第4号までに掲げる者についての委嘱は、それぞれ当該団体の代表者の推薦を受けて行うものとする。この場合において、同項第1号及び第2号に掲げる者についての推薦は、地区青少年愛護協議会を経由して行うものとする。
- 3 補導委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 補導委員は、再任することができる。